

国東市(障がい者等)軽度生活援助事業をご存知ですか?

国東市では、高齢や障がいのため日常生活に支障をきたしている世帯が、買物支援・草刈り等を市が委託契約している事業所に依頼した場合、利用料金を軽減する事業を行っています。対象要件・内容は次のとおりです。

対 象 世 帯

- ①ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯
(65歳以上)
- ②ひとり暮らしの障がい者または障がい者のみの世帯
(65歳未満)
- ③障がい者と同居している家族が、高齢や病弱のため日常生活に支障をきたしている世帯。



※障がい者とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳を所持している方または難病患者の方を指します。

事業内容	委 託 事 業 所		
	シルバー人材センター	秀 溪 園	三 角 ベ ー ス
買物支援 (生活必需品の買い物、食材の買い物)	○		
庭、生垣等の手入れ等(草刈り・草取り)	○	○	○
住居等の清掃・整理整頓(大掃除等)、寝具類等大物の洗濯・日干し	○		○
庭木の手入れ等(植木の剪定)	○		
住居等の修繕(大工・左官・電気)	○		
住居等の修繕(襖張り・障子張り)	○		

※○印は各事業所で行っている事業です。

※利用金額等、ご不明な点は委託事業所または申請窓口にお問い合わせください。

※介護保険サービス等、他のサービスと重なる場合は利用できないものもあります。

※この他にもそれぞれの事業所で独自の事業を行っていますので、ご相談ください。

問
い
合
わ
せ

委 託 事 業 所

シルバー人材センター(安岐本所)	☎0978-67-2991
〃(国見支所)	☎0978-82-1557
〃(国東支所)	☎0978-72-0587
〃(武蔵支所)	☎0978-68-1928
秀 溪 園(武蔵町手野)	☎0978-69-0101
三 角 ベ ー ス(安岐町下山口)	☎0978-64-7533

※上記の事業を利用する前に下記窓口において申請が必要ですので、お問い合わせください。

申 請 窓 口

福 祉 対 策 課	☎0978-72-5164
国見総合支所地域市民健康課	☎0978-82-1112
武蔵総合支所地域市民健康課	☎0978-68-1112
安岐総合支所地域市民健康課	☎0978-67-1114

福祉対策課 からの お知らせ

8月1日から、父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。
受給するためには申請が必要です。支給要件など、詳しくは福祉対策課または各総合支所地域市民健康課までお問い合わせください。